

0. 参加表明に関する質疑回答書(2月12日迄にお受けした質問への回答)

| 質疑番号 | 資料番号 | 資料ページ番号 | 質 問 | 回 答 |
|------|-------|-----------|--|---|
| 1 | 2 | 8 | プロポーザル実施要項 I 一般事項 10参加資格につきまして、(11)に記載されております技術協力業務責任者と、(12)に記載されております監理技術者は、同一人物を配置しても宜しいでしょうか。 | 同一人物の配置で問題ありません。 |
| 2 | 2 | 3, 4 | 「4.工事請負契約までの過程、(5)」に「発注者は、(中略)その金額が発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は～」とありますが、『予定価格』とは「5.工事の概要(3)」に記載されている『工事費上限額』と同義と考えてよろしいでしょうか。 | 予定価格は、工事費上限額と同じではありません。予定価格は実施設計において別に定めるものとします。 |
| 3 | 2 | 4 | 「5.工事の概要、(1)工事の規模・内容、⑤工事範囲」に「各設備工事にうちES工事は除く」とありますが、ES工事の範囲を具体的にお示し願います。 | 交付された図面等資料にてご確認をお願いします。特に、共-001～003(共通特記及び工事区分)、E-04,05、M-005,006、P-005,006(工事フロー図、ES工事区分表)(電気・空調・衛生共同内容)を参照してください。 |
| 4 | 2、2-1 | 8、9、別紙2-1 | 「10.参加資格」に「本プロポーザルの参加者は単体企業及び共同企業体いずれも可能」とありますが、共同企業体での参加の場合、『その他構成員』の参加要件及び評価基準をお示し願います。 | その他の構成員の参加要件については、「10.参加資格」に記載のとおりです。また実績の評価基準については、代表構成員に適用するものとします。 |
| 5 | 2、2-1 | 8、9、別紙2-1 | 「10.参加資格(10)」に「元請人として(中略)免震構造の国内の病院の新築又は増築工事の施工実績を有すること」とありますが、「改築工事(既存建物を解体し、その跡地での新築工事)」の実績も可と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 2、2-1 | 8、9、別紙2-1 | 「10.参加資格(11)②、(12)③」に「平成22年度以降に(中略)監理技術者又は主任技術者として従事した 経験を有すること」とありますが、『現場代理人』として従事した実績も可と考えてよろしいでしょうか。又、可とした場合、評価基準は『監理技術者』と同等と考えてよろしいでしょうか。 | 現場代理人として従事した経験を、監理技術者又は主任技術者の経験とすることはできません。 |
| 7 | 2、2-1 | 8、9、別紙2-1 | 「10.参加資格(12)」に記載された「①から④の項目を満たす『監理技術者』は、「10.参加資格(11)」の「①から③の項目を満たす『技術協力業務責任者』と兼務可と考えてよろしいでしょうか。又、兼務可とした場合、「実績に関する評価」における加算点はそれぞれに配点されると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 2 | 13 | 「V.技術提案書等の提出、2.技術提案書等の作成」において、技術提案等に係る工事範囲にはES工事も含まれると考えてよろしいでしょうか。又、含まれる場合、『VE提案採用後概算工事費』及び『VE提案採用前概算工事費』にもES工事が含まれると考えてよろしいでしょうか。 | 含まれません。 (ES工事に関係する提案は自由ですが、工事範囲にES工事は含まれません。) |
| 9 | 2 | 4,14 | 「2.技術提案等の作成、ウ工期短縮の提案」の中に「新棟完成を優先的に考慮すること」との記載がありますが、評価対象となるのは「着工から令和5年12月31日(新病院棟を含むI工区建設工事完成引渡し日)」までと考えてよろしいでしょうか。又、全工期を通じての6か月を超える工期短縮は失格要件にならないと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 2 | 4,7,13,14 | 「2.技術提案等の作成、ウ工期短縮の提案」において、造成工事を先行発注して、現在予定している工事請負契約締結日(令和3年4月)以前に着工するという提案は可能でしょうか。 | ご提案は可能です。ただし、設計者が行う許認可申請をどのように行うかを含め、具体的かつ実現可能な提案である必要があります。 |
| 11 | 2 | 13,14 | 「2.技術提案書の作成、エ荒尾市内事業者の活用に関する提案」について、評価対象となるのは元請事業者からの何次下請まででしょうか。(本件は大型工事であり、荒尾市内で一次下請に対応できる事業者には限りがあります。二次下請程度まで評価対象にして頂けるよう要望致します。) | 何次下請の制限はありません。全てを評価対象とします。 |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | | |